# 消防救急デジタル無線整備事業

## （活動波整備工事）

26-3 工区

# 仕　様　書

平成２７年２月

阿久根地区消防組合

# 目次


**第１章 総則**.....1
第１条 総則.....1
第１項　適用.....1
第２項　目的.....1
第３項　履行場所.....1
第４項　契約期間.....1
第５項　契約の範囲.....1
第６項　関連法規.....1
第７項　相互接続性の確保.....2
第２条 一般事項.....2
第１項　現地調査等.....2
第２項　秘密の保持.....2
第３項　個人情報の保護.....2
第４項　運用訓練.....2
第５項　成果流用の禁止.....2
第６項　疑　義.....2
第７項　会社実績等.....3
第８項　瑕疵担保責任.....3

**第２章 システム概要**.....4
第１項　システムの機器構成.....4
第２項　使用条件.....5
第３項　使用部品規格.....5
第４項　電気的規格.....5

**第３章 各装置別仕様**.....6
第１条 概　要.....6
第２条 緊急通報受付指令卓.....エラー! ブックマークが定義されていません。
第１項　受付指令台.....6
第２項　補助受付装置.....11
第３項　簡易型録音装置.....11
第３条 緊急通報回線制御装置.....11
第１項　回線制御装置.....エラー! ブックマークが定義されていません。
第４条 署指令放送接続装置.....12
第５条 周辺設備.....12
第１項　時刻管理装置.....12
第２項　直流電源装置.....12
第３項　無停電電源装置.....12

第６条 指令支援端末設備 12
第１項　拡張制御装置（ＩＰ・携帯・固定電話発信地簡易端末） 12
第２項　液晶モニタ 13
第３項　発ＩＤ強制取得パッケージ 13
第４項　簡易地図検索パッケージ 14
第５項　簡易位置情報通知（統合型）パッケージ**エラー! ブックマークが定義されていません。**
第６項　車両管理パッケージ 17
第７条 簡易データ保守装置 17
第１項　拡張制御装置 17
第２項　液晶モニタ 17
第８条 災害状況等自動案内装置 18
第９条 附属品・予備品 18
第１項　附属品・予備品一覧表 18

**第４章 ソフトウェア仕様** 19
第１条 データの入力及び保守につい 19
第１項　提出書類 19
第２項　その他 19

**第５章 設置工事** 20
第１条 工事の範囲 20
第２条 施工仕様 20
第１項　基本的事項 20
第２項　据付・調整 20
第３条 撤去工事 20
第４条 安全 20
第１項　基本的事項 20
第２項　安全体制 20
第３項　安全教育 21
第４項　安全管理 21
第５項　整備材料 21

**第６章 保　守** 21
第１条 保守概要 21
第１項　障害対応保守 21
第２項　定期保守点検 22
第２条 保守契約 22

**第７章 提出書類等** 21
第１条 提出書類等 21
第１項　提出書類 21
第２項　申請書類 23

# 第１章　総則

## 第１条 総則

### 第１項　適用

本仕様書は，阿久根地区消防組合（以下「甲」という。）が定める消防救急デジタル無線システムに仕様する緊急通報受付指令設備の整備工事（26-3 工区）※について適用する。

※整備範囲は別紙 1（システム構成図 26－3 工区）参照

### 第２項　目的

本仕様書は，甲が，緊急通報受付指令設備を構築するため，本整備工事に係るすべての設備の製造，据付，調整及び運用に係る各種業務について必要な事項を定めるものである。

### 第３項　履行場所

| | | |
|---|---|---|
| (1) センター設備 | 消防本部 | 鹿児島県阿久根市鶴見町 200 番地 |
| (2) 端末設備 | 消防署 | 鹿児島県阿久根市鶴見町 200 番地 |

### 第４項　契約期間

本契約は，阿久根地区消防組合議会の議決を得て，平成２６年度から平成２７年度に繰り越して実施する予定であり，契約期間は当該議決を条件として，契約締結日から平成２８年２月２９日までとする。

### 第５項　契約の範囲

請負者（以下「乙」という。）は，本仕様書に基づき整備する設備の製造，運搬，据付，調整，運用開始時の技術指導，その他の整備を行うとともに，本整備の完成に必要な官公庁及び関係機関への諸手続から検収に至るすべての業務を行うこと。また，上記手続きに伴い発生する費用は乙の負担とする。

### 第６項　関連法規

乙は，本仕様書に定めるもののほか，以下の関係法令，規定を遵守しなければならない。

(1) 電気通信事業法

(2) 電波法

(3) 電波法関係審査基準

(4) 建築基準法
(5) 消防法
(6) 日本工業規格
(7) 電池工業規格
(8) 公共建築整備標準仕様書（電気設備整備編）
(9) その他関係法令，規則及び規格

**第７項　相互接続性の確保**

導入する指令設備は，別途整備するデジタル無線に対応できるものとし，デジタル無線の運用に必要不可欠な有無線接続機能を有すること。

## 第２条 一般事項

**第１項　現地調査等**

整備に当たり，甲の管理する以外の土地，建物等に立ち入る必要がある場合は，事前に甲と協議の上，所定の手続きを行うこと。

**第２項　秘密の保持**

甲及び乙は，本契約に関して知り得た相手方の販売上，技術上及びその他の業務上の秘密を相手方の書面による事前承諾なしに，第三者に公表又は漏洩してはならない。

**第３項　個人情報の保護**

乙は，この契約による作業を処理するに際し，個人情報を取り扱う場合には個人情報の保護に関する法令を遵守すること。

**第４項　運用訓練**

本システムの運用開始に際しては，乙は甲の職員に対し取扱い及び運用の訓練を行うものとする。

**第５項　成果流用の禁止**

乙は，この契約に基づく成果を自ら利用する際には，甲と十分に協議することとする。また，当該成果物を第三者に利用させてはならない。

**第６項　疑　義**

本仕様書に明記されていない事項又は疑義を生じた場合は，甲，乙が協議して定めるものとする。

**第７項　　会社実績等**

プライバシーマークの認定又はＩＳＭＳ適合性評価制度の認定を受けたものであること。

なお，ＩＳＭＳの認定は，契約窓口となる営業部門，技術部門，設計開発部門等，本事業に携わるすべての事業所で認定を受けていること。

**第８項　　瑕疵担保責任**

引渡し後１年以内に明らかに設計製作の不備，納入の欠陥不良などに起因する故障及び破損に対して，乙は無償で修理又は良品と交換するものとする。

特に重大な故障については，本期間経過後であっても，発注者，受注者の両者協議のうえ無償で修復を行うものとする。

# 第２章 システム概要

## 第１項　システムの機器構成

本システムの機器構成及び数量は第１表に示す。

第１表

| 項 | 機　器　名　称 | 数　量 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| (1) | 緊急通報受付指令卓 | | 分離設置型／設置机 |
| | １）受付指令台 | １式 | ハード操作部，15 吋 TFT 操作部各２ |
| | ２）補助受付装置 | ２式 | 電話機型 |
| | ３）簡易型録音装置 | ４式 | IC 録音装置 |
| (2) | 緊急通報回線制御装置 | １式 | 自立型 |
| (3) | 署指令放送接続装置 | １台 | |
| (4) | 周辺設備 | | |
| | １）時刻管理装置 | １式 | ＧＰＳ時計 |
| | ２）直流電源装置（DC48Ｖ） | １式 | 別途整備 |
| | ３）無停電電源装置（AC100V） | １式 | 別途整備 |
| (5) | 指令支援端末設備 | | |
| | １）拡張制御装置 | ２式 | ＩＰ・携帯・固定電話発信地端末機能 |
| | ２）液晶モニタ | ２台 | １９吋液晶タッチモニタ |
| | ３）発ＩＤ強制取得パッケージ | ２式 | 携帯電話ＩＰ電話発ＩＤ強制取得 |
| | ４）簡易地図検索パッケージ | ２式 | Ｚｍａｐ搭載型 |
| | ５）簡易位置情報通知（統合型）パッケージ | ２式 | 固定電話 |
| | ６）車両管理パッケージ | １式 | |
| (6) | 簡易データ保守装置 | | |
| | １）拡張制御装置 | １式 | 地図保守パッケージ独自端末用 |
| | ２）液晶モニタ | １台 | １９吋液晶モニタ |
| (7) | 災害状況等自動案内装置 | １台 | |
| (8) | 附属品・予備品 | １式 | 一覧表参照（第９条） |

## 第２項　使用条件

システムの使用条件は，次によるものとする。

(1) 周囲温度（室内）　　５℃～３５℃

(2) 周囲湿度（室内）　　２０％～８０％

(3) 連続動作　　連続使用が可能であること。

## 第３項　使用部品規格

システムの使用部品規格は，次によるものとする。

(1) 日本工業規格（ＪＩＳ）

(2) 日本電気工業会標準規格（ＪＥＭ）

(3) 日本電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ）

(4) 通信機用部品は，ＪＩＳ若しくは日本電信電話株式会社(以下「ＮＴＴ」という。)仕様品又はそれ以上の性能を有する部品であること。

## 第４項　電気的規格

各装置の電気的規格は，次によるものとする。

(1) 制御方式　　電子制御方式

(2) 有線接続等の条件

1) ダイヤル方式　　回転ダイヤル式(10PPS 又は 20PPS)は押しボタンダイヤル式

2) 線路条件　　次の値を基準とするが，ＮＴＴの条件を考慮したものであること。

ｱ. １１９番回線

① 直流式　　３，０００Ω以下

② 交流式　　１，０００Ω以下

③ ＩＳＤＮ回線

ｲ. 指令回線　　３，０００Ω以下（ループ抵抗）

ｳ. 内線，局線，専用線　　(財)電気通信端末機器審査協会の定める技術準

3) 絶縁抵抗及び絶縁耐圧　　電気設備の技術基準による。

4) 接地抵抗　　電気設備の技術基準による。

# 第３章 各装置別仕様

## 第１条 概　要

本システムは，前章で定める装置群で構成されるもので，原則として次の機能，性能，構造等を備えるものであること。

さらに，本システムはシステムの増強・増設及び移設などに柔軟に対応できるシステム構成とし，今回導入する装置をすべて効果的に活用できる構造であること。

## 第２条 緊急通報受付指令卓

### 第１項　受付指令台

本装置は，１１９通報の受付，出動指令，現場作戦支援を統括する指令管制操作の主装置部であること。指令台は，通信用ハードキー及び液晶タッチパネル部（通信操作部）から構成されていること。

(1)　機　　能

1）１１９番回線

ｱ. １１９番通報の着信は，可視及び可聴により集中応答ボタンの操作で受付できること。

ｲ. ボタン操作により保留・再呼・切断及び転送ができ，その状態を可視にて確認できること。

ｳ. １１９番回線は直流式及び交流式並びにＩＳＤＮのいずれの方法にも適合できること。

ｴ. 将来的に自動出動指定装置及び地図等検索装置等と接続できること。

ｵ. １１９番着信は，受付回数を自動的に計数表示部に表示できること。

ｶ. 携帯電話等からの１１９番通報を災害地点の管轄消防本部へ転送できること。また，他消防本部から転送された通報を受信できること。

ｷ. 液晶タッチパネル部にて受付中の回線状態を確認できること。

ｸ. 保留中の１１９番回線を任意の席で，再接続応答ができること。

ｹ. １１９番通報着信の輻輳時に，液晶タッチパネルに常時表示された着信保留釦の押下により，着信回線を一時的に保留し，通報者に対して自動的に「ただいま通報が輻輳しています。お待ち下さい。」などの輻輳メッセージ案内が行えること。

ｺ. 着信保留釦押下後は，指令台各席の液晶タッチパネルの１１９回線着信保留対象回線が「着信保留中」表示に切り替えること。また，隣席からも，タッチパネルの着信保留対象回線釦を押下することで，保留再接続を行えること。

ｻ. 長時間保留を防止するため，保留回線がある場合は，液晶タッチパネル及び通信ハードキーの「保留応答」ボタンが点滅し，保留中回線があることの注意喚起ができること。

ｼ. 集中応答ボタンは，着信と同時にＬＥＤによる操作誘導機能を有すること。

ｽ. １１９番着信時に，庁内に通報内容を拡声放送できること。また，拡声放送除外の設定ができること。

ｾ．指定回線着信応答の他，すべての回線は集中応答ボタンによる集線応答ができること。この場合，他の回線より優先して受け付ける優先機能を有していること。

ｿ．通報覚知時刻確定のための，ワンタッチ操作による時計停止機能を有すること。また，停止した時計は１５秒程度経過後，自動的に復旧し現在時刻を表示すること。

ﾀ．着信した回線を，指定した内線・局線・専用線に対し，通話転送できること。

ﾁ．１１９番通報者に対し，ガイドボタンにて外国語等の通報に関する案内ができること。

ﾂ．ガイドボタンに録音できるメッセージは９０秒以上を可能とすること。

ﾃ．通報受付時にワンタッチボタン押下による，扱い者の送話のみを停止できるミュート機能を有すること。

2）指令回線

ｱ．指令操作部の指令ボタンの操作による手動指令ができること。

ｲ．次の指令機能を有すること。

① 一斉指令
② 群別指令
③ 部別指令
④ 個別指令
⑤ 特殊指令

ｳ．「個別指令」を除くすべての指令は，指令回線の除外機能を有すること。

ｴ．指令台の表示部に，次の指令回線状態の表示，確認ができること。

① 指令中
② 応答
③ 回線断

ｵ．庁舎内の任意の内線電話機から指令台を中継して，指定の署に対して指令が行える特殊指令機能を有すること。

ｶ．次の予告指令音を送出できること。

①火災音　②救急音　③警戒音　④救助音　⑤チャイム音等　⑥ＷＡＶファイル形式音源　１０種類以上

ｷ．群指令は指令回線の他，無線回線を含めた７群以上の設定ができること。

ｸ．ワンタッチボタン操作による緊急一斉指令機能を有し，液晶タッチパネル障害時や緊急運用時などに，ワンタッチ一斉指令運用ができること。

3）局　　線

ｱ．指令台にて，発信，着信及び保留ができること。

ｲ．集中応答ボタンによる集線応答ができること。

ｳ．ＬＥＤ等による操作誘導機能を有すること。

ｴ．個別回線ボタン操作による，指定回線着信ができること。

ｵ．テンキーダイヤル，ワンタッチダイヤル，短縮ダイヤル，リダイヤルの発信ができるこ

と。

ｶ．ワンタッチダイヤル操作時，自動的に空いている局線を捕捉できること。

4）専用線

ｱ．指令台に収容した特定の救急病院及び電気，ガス，水道等の関係諸機関と直通による通報の送受信ができること。

ｲ．集中応答ボタンによる集線応答ができること。

ｳ．ＬＥＤ等による操作誘導機能を有すること。

ｴ．個別回線ボタン操作による，指定回線着信ができること。

ｵ．１１９番を除く他の回線より優先して受け付ける優先機能を有すること。

ｶ．可視可聴による回線状態確認ができること。

5）病院呼出

ｱ．指定病院の呼出は液晶タッチパネルから簡便な操作により迅速にできること。

6）無線機制御

ｱ．チャネル指定による，単信方式あるいは複信方式の無線通信を自動的に切替えて，容易に行えること。

ｲ．自動チャネル選択機能により，最終受信チャネルを指令台が捕捉し，プレストークボタン操作だけの集線応答ができること。

ｳ．送話レベルの監視ができること。

ｴ．無線通話内容の聴取方法は，通信操作部に独立装備されたツマミ（機械式）により，音量の調整ができ，ディスプレイ上のソフトキー操作によらないこと。

7）有無線制御回路

ｱ．無線と有線を接続し，移動局と指定病院とが単信方式又は複信方式により交信ができること。また，消防救急デジタル無線システムと県庁調整本部とを有無線接続ができ，調整本部と移動局間の直接通信が可能であること。

8）放　　送

ｱ．指令台の操作により，庁舎内のスピーカを選択し，放送ができること。

ｲ．庁舎内放送は，１０以上の系統分けができること。

ｳ．系統分けされた放送区分から，選択して放送ができること。

ｴ．庁舎内一斉放送が可能なようワンタッチによる一斉選択機能を有すること。

ｵ．１１９番通報着信により，あらかじめ設定された放送区分が自動的に選択されること。

ｶ．上り下りのチャイム音を送出できること。

9）内線連絡

ｱ．発信・着信及び保留を行えること。

ｲ．集中応答ボタンによる集線応答ができること。

ｳ．ＬＥＤ等による操作誘導機能を有すること。

ｴ．個別回線ボタンによる指定回線着信ができること。

ｵ．構内デジタル交換機と内線接続でき，受付内容の転送，転送受付ができること。

10）警報表示

ｱ．装置の障害時，可視及び可聴の信号で表示できること。

11）携帯電話からの１１９番通報処理

ｱ．携帯電話からの１１９番通報を指令台に直収できること。

ｲ．携帯からの１１９番通報が自管轄内の通報ではなかった場合，対象の消防本部へ転送ができること。

12）新通信事業者（ＩＰ電話事業者など）からの１１９番通報処理

ｱ．新通信事業者（ＩＰ電話事業者など）からの１１９番通報を直収できること。

13）番号管理

ｱ．各指令台から発信した番号を記録する，発信履歴保存機能を有すること。また，履歴一覧から発信操作ができること。

ｲ．指令台に着信した番号を記録する，着信履歴保存機能を有すること。また，履歴一覧から発信操作ができること。

14）回線・回路構成

ｱ．回線・回路収容は第２表に掲げる能力以上とすること。また，回線収容容量は将来の拡張にも対応できること。

第２表

| 項 | 回線・回路名 | 容量 | 現用 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| (1) | １１９番受付回線<br>１）緊急呼ＩＳＤＮ回線<br>２）緊急呼アナログ回線<br>３）携帯１１９番受付回線 | 32 回線 | 調査 | <br>緊急呼ＩＮＳ<br>衛星回線<br>緊急呼ＩＮＳ |
| (2) | １）携帯１１９番転送受付回線<br>２）局線（一般加入者回線） | 32 回線 | 調査 | 一般ＩＮＳ<br>指令台専用 |
| (3) | 新事業者（ＩＰ事業者等）<br>１１９番受付回線 | ― | 調査 | 緊急呼ＩＮＳ重畳 |
| (4) | 指　令　回　線 | 64 回線 | 調査 | 構内施設線１回線含む |
| (5) | 専　　用　　線 | 32 回線 | 調査 | |
| (6) | 無　線　回　線 | 30 回線 | 調査 | |
| (7) | 内　　線 | 32 回線 | 調査 | |
| (8) | 庁内放送回線 | 10 回線 | 調査 | ３系統 |
| (9) | 現在時刻表示回路 | 2 回線 | 調査 | 指令席標準装備 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| (10) | 病院呼出回路 | 100 回線 | 調査 | ワンタッチ発信用 |
| (11) | 関係機関呼出回路 | | | ワンタッチ発信用 |

容量，現用の各数量はアナログ換算数量とする。

(2) 構造概要

1) 装置に使用する指令台は堅牢で，取扱者の操作及び監視が，迅速に運用できるよう整然と配置すること。

2) 将来のシステム拡張にも容易に応じられるよう配慮すること。

3) 指令台は，同機能を備えた分離設置型装置とし，各指令台の操作は通常１名で運用でき，必要に応じて同時に２名が相互に影響無く操作できること。

4) 本装置は，次の各部により構成すること。

ｱ. 通信操作部（通信用ハードキー及び１５インチ液晶タッチパネル部）

ｲ. 録音装置設置部（コンパクトフラッシュ型メモリ５１２M）

5) 各指令台は完全に同機能を有し，１席で受付中であっても他席において別受付が可能であること。

6) 指令台に内蔵されるコンピュータ機器のハードディスクは，地震等の揺れによる破損防止対策を講じること。

7) 操作ボタンの表示は，ＬＥＤ等による操作誘導ができること。

8) 迅速，的確，確実性を要求される操作に使用されるボタンは，ワンタッチ操作で運用できることとし，構造はハードキー（機械式ボタン）とし，各部は以下のハードキーを装備していること。

なお，耐久性，信頼性の観点から，ハードキーについては，メカニカルスイッチとし，メンブレンスイッチを使用しないこと。

ｱ. 通信操作部

① 受付操作部

・集中応答　・再呼　・終話　・保留応答

・ミュート　・３者接続

② 指令操作部

・指令起動　・指令送話　・指令終話　・緊急一斉指令

③ 無線操作部

・無線チャネル選択（１２ＣH以上）　・プレストーク　・有無線接続

ｲ. 通信操作部の液晶タッチパネルモニタで，バイスタンダーＣＰＲの検索表示が行えること。

ｳ. 指令台での，各種音声モニタは，無線・他席の２項目からワンタッチの選択ができ，各モニタ音量を，それぞれ独立したツマミにより調整できること。

なお，モニタスピーカは通信操作部組込型とすること。

ｴ. 迅速，的確，確実な消防無線運用を図るため指令台通信操作部には，無線通信用の各個

別チャネルボタン（ハードキー）が９個以上とプレストークボタン（ハードキー）が常設され，送受信は１１９受付や指令等で用いるブレストにて，無線運用ができること。

ｵ．ランプテストキーにより日常の動作テストができること。

ｶ．１１９番又はその他の回線の着信音量を３段階で調整できること。

### 第２項　補助受付装置

本装置は，受付指令台で１１９番通報が輻輳した際に，１１９番回線の補助受付を行うものである。

(1) 機　能

1) 各種回線の受付，保留，指令台への転送ができること。

(2) 構　造

1) 電話機型の卓上構造とすること。

2) 事務机等に設置でき，隣接する待機室でも１１９番回線の受付ができること。

### 第３項　簡易型録音装置

本装置は，各種通報や無線交信の内容等を，録音・保存できるものであること。

(1) 機能構造

1) 録音装置はＩＣレコーダ型とする。

2) 受付台各席に設置すること。

## 第３条 緊急通報回線制御装置

### 第１項　回線制御装置

本装置は，通信系の中枢装置であり，各回線の交換・制御を行うものであること。

(1) 機　　能

1) 指令台の各操作機能を果たすために必要な回線制御装置は，将来の回線増にも十分に応じられるよう配慮されていること。

2) 制御処理部及び通話路は信頼性を重視し，二重化が図られていること。

3) 指令系システムの中枢装置（心臓部）であることから納入実績があり信頼性の高いものとし，制御方式については蓄積プログラミング方式，通話路方式についてはＰＣＭ時分割方式とすること。

4) 将来的に自動出動指定装置等のシステム機器と有機的に接続ができること。

(2) 構　　造

自立収容架に収容されるものとし，保守点検が容易でかつ防塵のための配慮がなされていること。

1) 別途定める簡易位置情報通知（統合型）パッケージと接続できる構造であること。

## 第４条 署指令放送接続装置

本装置は，署に設置し，受付指令台からの音声指令を既設放送設備に接続し，庁内の拡声放送が行えるものであること。

1）機　　能

ｱ．受令機能は，トーン指令，放送指令のいずれも自動的に受令できること。

2）構　　造

ｱ．卓上型の構造であること。

## 第５条 周辺設備

### 第１項　時刻管理装置

本装置はＧＰＳアンテナ，レシーバー及びコンバータで構成され，受信電波（受信周波数１５７５．４２±１ＭＨｚ）より世界標準時刻情報を検出し，日本標準時刻に変換し，１日１回時刻校正を行うものであること。

### 第２項　直流電源装置（別途整備）

### 第３項　無停電電源装置（別途整備）

## 第６条 指令支援端末設備

### 第１項　拡張制御装置（ＩＰ・携帯・固定電話発信地簡易端末）

本装置は，１１９通報の受付から出動指令までの指令管制業務を支援するもので，各種パッケージを搭載できること。

(1) 機　　能

1）ＩＰ電話・携帯電話・固定電話からの１１９番通報受信時に，発信位置情報を自動的に受信し簡易端末のディスプレイ上に位置表示できること。

2）取得したデータは，着信リストと選択情報データとして表示できること。

3）着信リストから任意の位置情報を選択することにより，情報の詳細表示及び地図表示ができること。

4）携帯電話からの通報時に表示される位置情報の精度については，携帯電話事業者の測位サーバから通知されるデータの精度によるものとする。

5）画面保留時に受信した位置情報，試験通報及びエラー情報は，リスト表示において色分け表示等明示できること。また，試験通報は削除が可能なこと。

6）位置情報受信時は受信を知らせるために音声鳴動ができること。また，試験通報を識別できる鳴動音を備えること。

7）地図の拡大・縮小表示はマウスホイールの操作で容易にできること。

8）地図のスクロールは任意の方向にできること。

9）携帯電話から位置情報を受信した場合は，受信した緯度経度を中心とした地図表示を行い，緯度経度情報を元に該当町丁名を表示できること。

10）IP 電話より位置情報を受信した場合は該当住所を中心とした地図表示を行うこと。

11）受信した位置情報は指定期間経過後に自動的に削除すること。
12）個人情報を除いた位置情報のバックアップができること。
13）日時，電話種別，通信事業者等により受信位置情報の検索が行え，結果を一覧表示できること。
14）検索結果はCSV等のファイル形式で保存できること。
15）位置情報受信件数の日報，月報，年報が作成できること。また，統計内容はCSV等のファイル形式で保存ができること。
16）日報，月報，年報は事業者ごとに集計ができること。
17）バックアップファイルからの統計処理ができること。

(2) 構　　造

1）ＣＰＵ　　マルチコアプロセッサ（３．０ＧＨｚ）
2）メモリ　　２ＧＢ以上
3）ハードディスク　　１６０ＧＢ以上
4）マルチドライブ　　１基
5）ＯＳ　　マイクロソフト製　Ｗｉｎｄｏｗｓ７以上
6）入力方式　　マウス及びキーボード入力方式
7）ＮＷ接続機器　　ルータ２式（２重化）
ＩＰ－ＶＰＮ（DA64又はDA128）網インターフェース
8）使用地図　　簡易地図検索パッケージ搭載の地図
9）携帯電話・ＩＰ電話事業者の追加及び削除があった場合に，容易に対応できる容量及び構造とすること。

(3) その他

1）本端末に必要な回線（ＩＰ－ＶＰＮ）の創設費用は，受注者の負担とする。
2）ＩＰ－ＶＰＮは，二重化とする。

### 第２項　液晶モニタ

本装置は拡張制御装置により操作，制御された検索内容を表示するもので，次の性能を有すること。

(1) 性　　能

1）表示画面サイズ　　１９吋以上ＴＦＴカラー液晶タッチパネル
2）画面解像度　　１２８０×１０２４ドット以上
3）表示文字種　　日本語（ＪＩＳ第一水準以上），英数カナ
4）表示文字数　　８００文字／画面以上（漢字表示）
5）表示色　　１６１９万色以上

### 第３項　発ＩＤ強制取得パッケージ

本パッケージは，受付指令台のタッチパネルに搭載し，非通知等の１１９番通報受付時に

おいて，発番号の強制取得ができること。

(1) 機　　能

1) 携帯電話からの１１９番通報処理

非通知以外の携帯通報者の電話番号(発番号)は指令台応答操作により取得できること。また，非通知の携帯電話通報者の電話番号は指令台扱い者の判断により，指令台からの操作により発番号の強制取得ができること。

2) 新通信事業者（ＩＰ電話事業者など）からの１１９番通報処理

通報者の電話番号（発番号）は指令台扱い者の判断により指令台からの操作により発番号の強制取得ができること。

3) 発信者番号，電話事業者コードの転送フォーマット

近隣消防本部にユーザ，ユーザ情報（ＵＵＩ）サービスを用いて１１９番通報と同時に発信者番号，電話事業者コードなども転送するにあたっては，総務省消防庁の規定する統一仕様のフォーマットを用いること。

**第４項　簡易地図検索パッケージ**

本パッケージは，ベクトル地図対応型簡易地図検索機能とし，災害発生場所の地図等検索などが容易かつ迅速に行えるものであること。また，別途定める統合型位置情報通知パッケージ等と連動し，ＩＰ－ＶＰＮ網から受信した位置情報を表示できること。

(1) 機　　能

1) 運用操作

ｱ. 検索操作

次の各種入力操作により，災害地点地図等の検索表示ができること。

① 住所検索

・市町村名・大字名・小字名・番地・号を入力することにより，該当地点を表示できること。

・市町村名及び大字名は，カナ文字／漢字により絞り込むことができること。

大字名検索により，該当範囲に複数の地点が存在した場合には，地点情報を一覧表示し，任意の地点を選択できること。

② 電話番検索

通報者から聞き取り調査をした電話番号をキーボードから入力することでシステムに登録されている電話番号である場合，紐付いた住所データと連携した住図をディスプレイに表示できること。

③ 座標検索

・緯度経度の入力により該当地点の地図を表示できること。

・地図頁ブロック番号の入力により，該当地点の地図を表示できること。

④ 索引図検索

任意に設定した索引図から該当地図を表示できること。

⑤ 地図位置ダイレクト検索

広域地図上の任意のポイントを選択（ダイレクト地点決定）することにより，そのポイントを中心とした住宅地図が表示できること。

⑥ 地図マルチ表示

・災害地点を広域及び詳細に判断をしたい場合，災害地点を中心として，詳細住宅地図（ベクトル，イメージなど），広域地図（国土地理院数値地図２５０００カラーなど）を同時に表示できること。

・同一画面に表示した縮尺の異なる地図は，中心点が一致した，連動スクロールができること。

⑦ 指定位置スポット切り替え表示

・カーソル位置の地図データ部分箇所に対しては一定矩形領域でスポット切り替え表示となる部分拡大地図表示や，周辺判定支援となる部分広域地図表示ができること。

(2) 単独機能

1) スクロール

ｱ. ３６０° 自由方向の可変速スムーズスクロールができること。

ｲ. スクロール方向は，進路追従が容易な開始点基準方式（カーソル位置からの方向と距離で移動できる方式）とすること。

ｳ. 容易な操作で災害地点表示に復帰できること。

2) 拡大，縮小

ｱ. 画面上の拡大・縮小ボタン，マウスホイールの操作で，容易に拡大，縮小ができること。

ｲ. 地図等の拡大，縮小表示は，２５％～４００％の多段階にわたる拡大，縮小が容易にできること。また，マウスホイールの操作でも表示地図の拡大縮小が行えること。

ｳ. 縮小時は画像処理技術により，鮮明な画像表示ができること。

3) 回　転

次の回転機能を有し，方位表示も追従すること。

ｱ. 地図表示は，９０°，１８０°，２７０° 回転状態へと回転メニューからの選択により切り替え表示ができること。

ｲ. 回転表示は，任意角度指定操作により，任意角度回転表示ができ，速やかに復帰できること。

ｳ. 計測機能

① マウス操作により経過情報を含む距離計測ができること。

② マウス操作により多点間内の面積計測ができること。

ｴ. 支援情報表示機能

① 地図画面上に災害地点や特定物のシンボルマーク表示ができること。

② 建物等の面積及び距離計算・スケール表示・コンパス表示・ルーラー（地図頁等）

表示等の補助機能を有すること。

③ メッシュ表示

・表示された地図に，地図メッシュを重ね合わせて表示ができること。

・メッシュは表示／非表示の設定ができること。

・メッシュ表示は，地図の種類に依存せずできること。

④ 同心円表示

・災害地点及び指定した地点を中心とした同心円の表示ができること。

・同心円は，間隔（m）・線の太さ・線色・線種・本数等の変更に対応できること。

⑤ 緯度・経度表示

表示している地図の画面中心点の緯度・経度情報（○○度○○分○○秒）が地図用ディスプレイ内の指定領域に表示されること。また，地図データがスクロール移動される場合も同様に，画面中心位置の緯度経度情報を常時表示していること。

ｵ．画面分割

① 画面を２分割又は４分割し，同一地点を中心とする異なる地図を表示できること。

② 同一地点を中心とする異なる地図を連動してスクロールができること。

ｶ．作画編集

① 車両の配備位置，注意箇所，進入箇所など示すシンボルマークを一時的に作画配置できること。

ｷ．データ保守

① 本装置で使用する各種データの保守機能（追加，修正，削除等）を有すること。

② 地図データの簡易修正機能（消しゴム，お絵描き機能等）を有し，住宅地図データベースの世帯主名の書換えや簡易な家屋形状の追記，修正などができること。

(3) 性　能

1）簡易地図検索装置に搭載するベクトル地図データは，阿久根市のＺＭＡＰ－ＴｏｗｎⅡとすること。

2）システムへの使用で発生する利用料，使用料，版権費用等についは，受注者の負担とすること。

### 第５項　簡易位置情報通知（統合型）パッケージ

本パッケージは，ＮＴＴ固定電話の１１９番通報において，通報者の位置情報が特定できない場合に，その通報地点を把握することを目的とするものであること。

(1) 機　　能

1）ＮＴＴ固定電話からの１１９番通報受信時に，液晶タッチパネル部（通信操作部）からの発信地照会操作と連動して，消防本部内に設置される位置情報受信装置を経由して広域イーサネット（ＩＰ－ＶＰＮ網）と接続された各通信事業者の通報サーバあるいは測位サーバに接続し，通報者の住所地番情報（ＮＴＴ固定電話及びＩＰ電話の場合）を取得でき

ること。

2）発信地照会操作による位置情報（住所地番情報）を受信した拡張制御装置ではその情報を基に，災害地点付近地図を連動表示できること。

3）位置情報取得が出来ない場合は，液晶ディスプレイ上にエラー表示ができること。

4）発信位置情報照会の履歴を通信事業者毎に統計処理できること。また，処理結果をネットワークプリンタから出力できること。

(2) 構　　造

1）本装置は，ＩＰ・携帯電話発信地簡易端末に機能の拡張を行うものとする。

### 第６項　車両管理パッケージ

本パッケージは、拡張制御装置に搭載し、出動隊からの無線連絡で受けた車両動態情報をタッチパネル等の操作で入力・管理できること。

(1) 機　　能

1）出先機関単位で合計２５車両以上の車両運用状況の表示ができること。

2）災害出動中・署外活動中・待機中・整備中等１６項目の動態表示ができること。

## 第７条 簡易データ保守装置

### 第１項　拡張制御装置

本設備は，簡易地図検索パッケージ等で運用する各種データに対する保守機能を搭載し，指令支援端末装置とは別端末で運用できること。

(1) 機能

本装置は，地図データの編集や属性データの追加変更作業を独立した端末で作業するため，地図保守パッケージを搭載できること。

(2) 性能

1）ＣＰＵ　　マルチコアプロセッサ（３．０ＧＨｚ）

2）メモリ　　２ＧＢ以上

3）ハードディスク　　１６０ＧＢ以上

4）マルチドライブ　　１基

5）ＯＳ　　マイクロソフト製　Ｗｉｎｄｏｗｓ７以上

6）入力方式　　マウス及びキーボード入力方式

### 第２項　液晶モニタ

本装置は拡張制御装置により操作，制御された検索内容を表示するもので，次の性能を有すること。

(1) 性能

1）表示画面サイズ　　１９インチカラー液晶パネル

2）画面解像度　　１２８０×１０２４ドット以上
3）表示文字種　　日本語（ＪＩＳ第一水準以上），英数カナ
4）表示文字数　　８００文字／画面以上（漢字表示）
5）表示色　　１６１９万色以上

## 第８条 災害状況等自動案内装置

本装置は，加入電話による地域住民からの災害・病院等の電話問合せに対し，発生中の災害状況などを自動的に応答案内ができる装置であること。

(1) 機　　能

1）本装置は，一般加入者回線（ＮＴＴ公衆回線）からの問合せに対して自動的に応答し，録音されたメッセージを自動再生することで各種案内ができるものであること。

ｱ．肉声によるメッセージ録音ができること。

ｲ．複数のメッセージ録音を火災情報，救急情報，病院情報など系統別に振り分けて同時案内ができること。

2）構造概要

自立型の収容架（１９インチラック）に搭載可能な構造で，以下の仕様，性能であること。

ｱ．接続回線　　一般公衆回線，トーキー回線，テレドーム回線

ｲ．録音ＣＨ数　　９９以上

ｳ．録音時間　　１５分以上

## 第９条 附属品・予備品

### 第１項　附属品・予備品一覧

本システムの附属品及び予備品は，次表のとおりとする。

附属品・予備品一覧表

| 項 | 機　　器　　名 | 数量 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| 1 | 指令台操作者用椅子 | ２脚 | ハイバック，肘掛付 |
| 2 | 予備用コンパクトフラッシュ型メモリ | ４枚 | ５１２Ｍ |
| 3 | 工具セット | １式 | |
| 4 | 予備用電子部品類 | １式 | ヒューズ類 |
| 5 | 静電防止マット | １式 | 受付指令台×２ |
| 6 | ヘッドセット | ４個 | |
| 7 | カラープリンタ | １台 | Ａ４判／Ａ３判 |
| 8 | スキャナ | １台 | Ａ４判／Ａ３判 |
| 9 | 印刷用Ａ３判普通紙 | ４箱 | ２５００枚／箱 |
| １０ | 印刷用Ａ４判普通紙 | ４箱 | ５０００枚／箱 |

| 項 | 機　　器　　名 | 数量 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| １１ | ＯＡテーブル（１２００×７００） | ２台 | |
| １２ | ＯＡテーブル（７００×７００） | １台 | |
| １３ | 事務用椅子 | １脚 | |

# 第４章 ソフトウェア仕様

## 第１条 データの入力及び保守について

### 第１項　提出書類

各種災害事案に関する着信応答から事案終了までのデータ入力及び以後の保守等に関して，次に定めるものとする。

(1) データ構築

消防本部は，可能な限りデータの整理を行い，受注者に提供するものとするが，データ整理の方法及びシステム構築の手段については，消防本部と受注者が十分協議のうえ，双方協力の基に，データベース構築を行うものとする。

(2) 導入後のデータ保守

1) システム導入後，データに変更が生じた場合に，消防本部独自でデータ変更登録ができるよう受注者は消防本部に対し，システム稼動前に，十分な教育訓練を実施すること。

2) 納入後の１年間のデータ保守については，受注者は信義に基づき，可能な限り消防本部を支援すること。また，その後は，基本的に消防本部が行うものとする。

3) 消防本部独自で作業のできないデータ変更（回線増設，地図データの変更など）が発生した場合は，消防本部と受注者が十分協議のうえ，その対応を決定すること。

### 第２項　その他

本システム内で扱う各種データの外部への漏洩は，厳禁とする。

# 第５章 設置工事

## 第１条 工事の範囲

本設備の設置工事は，新施設への移行切替え，旧設備の撤去及び移設を含むものとする。

本工事は，消防通信業務の重要性に鑑み，受注者はその業務に支障をきたさないように行うものとする。

## 第２条 施工仕様

### 第１項　基本的事項

(1) 本工事に使用する機器材などは，自社製品又は受注業者の責任において品質管理できる信頼性の高いものを使用すること。

(2) 本工事に使用するケーブル等の工事材料は，ＮＴＴ規格品と同等以上のものを使用すること。

(3) 本仕様書に明記されていない事項についても，機能上又は本工事の完成上必要と認められる工事は受注者の負担で施工し，運用上必要な設備については，これを具備すること。

### 第２項　据付・調整

すべての機器は消防本部指令室並びに署に設置することとし，次に十分留意して施行すること。

(1) 耐震を考慮し設置すること。

(2) 移設機器については機能を十分満足するよう配慮すること。

(3) 配線・配管・接続については整然と行うこと。

(4) 設備の切り替えについては，消防本部と十分協議の上迅速に行うこと。

## 第３条 撤去工事

撤去品は，消防本部の了承に基づき受注者の負担で産業廃棄物として処理すること。

## 第４条 安全

### 第１項　基本事項

整備施工にあたって労働安全衛生法等関係諸法規を遵守し、安全の確保に万全の対策を講じて、乙の責任をもって行うものとする。

### 第２項　安全体制

安全確保のため統括安全衛生責任者および作業現場毎の安全責任者を設け、連絡会議等を行い、緊急時の措置など安全体制（組織）を確立しなければならない。

統括安全衛生責任者は安全のための守則、方法など具体的な対策を定めこれを推進するものとする。

統括安全衛生責任者はそれぞれ責任者等の氏名を明らかにし、これを作業員の見やすい場所に掲示しておくものとする。

**第３項　　安全教育**

統括安全衛生責任者は安全に関する諸法令、作業の安全のための知識、方法及び安全体制について周知徹底しておくものとする。

**第４項　　安全管理**

(1) 整備用機械は、日常点検、定期点検等を着実におこない、仮設設備は、材料、構造などを十分点検し事故防止に努めるものとする。
(2) 高所作業、電気作業、その他作業に危険を伴う場合は、それぞれに適合した防護措置を講ずるものとする。
(3) 火気の取り扱い及び使用場所に留意するとともに、必要な消火器類を配備しておくこと。
(4) 整備場所の状況に応じて交通整理員を配置し車両運転中の事故、作業の種類、場所等による交通阻害、車両の飛び込み防止等に努めること。
(5) 電気、ガス、水道等の施設に近接し整備を行う場合は、あらかじめ当該施設管理者と打ち合わせ、必要であればその立会を求めその指導を得て行うものとする。
(6) 作業員の保健、衛生に留意するとともに、整備現場内の整理整頓をはかるなど、作業環境の整備に努めること。

**第５項　　整備材料**

(1) JIS 規格等各種規格に適合している材料を使用すること。

# 第６章 保　守

## 第１条 保守概要

**システムの維持管理については，システム障害時対応と定期的保守点検に大別されること。**

**第１項　　障害対応保守**

(1) 指令施設が正常かつ円滑に稼働出来るよう重要部品などの確保をすること。
(2) 施設の重要性を鑑み，２４時間オンコール可能な保守体制をとること。
(3) 休日，夜間等の緊急障害発生時体制を含んだ保守体制表を消防本部に提出すること。
(4) 年末，年始，ゴールデンウィーク，夏季休暇等の長期休暇の際は，連絡体制表をその都度，提出すること。

### 第２項　定期保守点検

(1) 原則年２回以上の定期保守点検を行うこと。

(2) 定期保守点検を実施した場合は，点検報告書を提出すること。

(3) 点検内容，点検項目，点検範囲については，別途協議のうえ決定することとする。

## 第２条 保守契約

システムの安定的維持管理を図るため，発注者と受注者は，以下の保守契約を締結することを基本とする。

(1) 検収検査終了後，１年間以内に起きた障害（天災に起因するものは含まない）については，無償にて障害，修理対応をすること。

(2) 検収検査終了から１年を経過した日から原則として有償保守とし，保守委託を開始する。保守委託契約内容については，消防本部と受注者が十分協議のうえ，決定することとする。

# 第７章 提出書類等

## 第１条 提出書類等

### 第１項　提出書類

提出する書類の用紙サイズはＡ４又はＡ３サイズとすること。また，提出部数は別途指示する。

(1) 契約締結後に提出する書類

ｱ. 全体工程表

ｲ. 体制表

(2) 製造着手前に提出する書類（機器承諾願）

ｱ. 機器承諾図

ｲ. 機器構成品表

(3) 据付，調整等前に提出する書類（据付・調整等計画書）

ｱ. 実施体制表

ｲ. 工程表

ｳ. 据付図

ｴ. その他作業に際し必要な書類

(4) 完了に伴い提出する書類（据付・調整完成等の図書）

ｱ. 据付図

ｲ. 据付・調整等記録写真

ｳ. 検査成績書

ｴ. 取扱説明書

(5) 操作訓練に使用する書類

ｱ. 操作マニュアル

(6) その他

ｱ. 打ち合わせ議事録

ｲ. 協議書

ｳ. その他発注者から指示のあった書類

**第２項　　申請書類**

以下の申請書類を乙にて作成し，監督職員の指示する期日までに提出すること。

(1) 電波法に基づく免許申請書類（登録点検業務含む。）

(2) その他，履行場所における据付調整作業の実施に必要な書類